

■プロローグ

●問題解決への出口が見つかった

もう十分に意見を交換し終わって、我々は立ち上がった。一九八九年九月末にアメリカの反農薬団体・NCAMP（農薬の乱用に反対する全国連合）を訪問し、別れるに当たって、私は彼らが興味を示さなかつたアメリカの殺虫剤のカタログを資料の中から抜き出して、連帯の挨拶がわりに差し出した。そして、「二ヶ月間、トウモロコシに虫がつかない」と書いているところを指さし、通訳の紫垣美智子さんに向かつて「虫が死ぬように殺虫剤を混ぜ込まれた穀物を食べるのを、一刻も早くやめられるようお互に努力しましよう」と話そうとした瞬間、「キヤー」と叫び声が上がつた。研究員のスザン・クーパーさんが、「こんな恐ろしいことが。これは驚いた」と声を上げると、隣室にいたサラ・サリバンさんと、ジェーン・コーリャスパーさんが、騒ぎを聞いて部屋に入つてくる。クーパーさんが彼女たちに、「アメリカでこんなにひどい農薬が使われているなんて信じられない」と、カタログを見せながら話す。彼女たちのあまりの驚きように、



私は戸惑つたが、次の瞬間、問題解決への出口が見つかったと感じた。

アメリカ人が、アメリカの食品の実態を知つて非常に驚いたこと、そして、分解しにくい殺虫剤を収穫後の穀物に混ぜ込んで、侵入した虫が食べると死ぬようにして貯蔵することは認められないと思うことがわかつたのだ。これが、二度目のアメリカ取材の最大の成果だつた。

収穫後に使用する「ポストハーベスト農薬」の現状は、日本のみならず世界中の反農薬団体や消費者団体にまだほとんど知られていない。本書のメインテーマで、おそらくは輸入食品をめぐる最大の問題点が、この「ポストハーベスト農薬」である。

食べ物の安全問題は、誰かが問題を解決しようと思ひ、行動を始めなければ、事態は解決に向かつて動き始めない。二度目のアメリカ取材にあたつて、私にとつての最大の壁は、出口が見つからないことだつた。その壁を取り払うことができると確信できたのだ。それは、解決への可能性の扉が開かれたことを意味する。だから、アメリカ人が知らないことを知つた、驚くことを知つたことは、重大な意味を持つていた。

●「ポストハーベスト農薬」への取り組み

出口から書き始めたので、入り口のことも書いておこう。

私は『気をつけよう輸入食品』を執筆中、「ポストハーベスト農薬」の問題に突き当たつた。ア

メリカを始め食糧輸出国の多くは、収穫後の農産物に農薬をかけるポストハーベスト農薬を認めている。多量に農産物を輸入している日本の我々の食事はポストハーベスト農薬と深くかかわっているので、この問題を書かないわけにはいかない。しかし、いくら調べても断片的なデータだけで全容に関する解説資料が見つからない。そこで、私が事務局長をしている市民団体・日本子孫基金の専門家の方々と研究会を行い、アメリカの連邦規則とともにポストハーベスト農薬の全容を明らかにして、輸入食品の残留農薬に関する法的問題点を指摘した報告書を発表した。

報告書や拙著が大きな反響を呼んだこともあって、厚生省はすぐ対応し、一九八九年度から特別大型予算を組んで三年計画で残留農薬規制を整備することを発表した。結構なことだと思つていたら、中身に大きな問題があつた。現状を、ほとんどそのまま認める基準を作ろうとしているのが、厚生省流の解決方法だつたのだった。

私は、現状を追認するための基準にはまったく価値を認めていない。追認するための基準を作らなければ、国際基準やアメリカの基準の甘い部分を選んで日本に導入すればいいわけで、特別に大型予算を組む必要はない。予算を取つて権限を増やすが仕事はほとんどしない、という典型的な官僚流のやり方が、ポストハーベスト農薬の分野でも行われようとしているわけである。当面は早急に実態を解明する必要があるという点で、私と厚生省は一致しているが、何をもつて解決とするかについては非常に開きがある。私が日本の法律の主旨にそつてポストハーベスト

農薬を封じ込める基準を作成すべきだと考えているのに対し、厚生省は彼ら自身が示した過去の見解に反して、現状を追認する基準を作ろうとしているのだ。

しかし、私も、実態を解説しても問題解決への道筋は見えそうにないと感じていた。ポストハーベスト農薬は、日本では特殊な例外を除いてそもそもが法律違反で、厚生省は過去に国内のポストハーベスト農薬を法律違反として何度も取り締まっている。日本が日本のルールどおりに農薬の取り締まりを行えば、いま輸入されている農産物の多くは違法になってしまうのだ。

輸入農産物への対応が甘く、外国のポストハーベスト農薬を見逃しているうちに、農産物の輸入が増加し、違反農薬をすべて摘発すれば、我々の食生活や、日本農業や、食糧輸出国との関係が少なくとも一時的には混乱するような事態になっていた。また、ポストハーベスト農薬を日本ルールどおりに規制すれば、アメリカは間違いなく文句を言ってくるだろう。それらのことを恐れて、厚生省は手をこまねいているのだ。

貿易摩擦への対応が困難なことは、私も体験したことがあるから理解できる。

一九七五年に、レモンなど柑橘類に使用されていたカビ防止剤のOPPとTBZを日本が違反添加物として取り締まったところ、アメリカとの間で貿易摩擦が発生した。日米レモン戦争と呼ばれたが、結果は日本側の全面敗北。一九七八年にOPP、一九七八年にTBZが柑橘類の食品添加物として許可され、決着した。消費者団体は、いまでも許可したことを批判しているが、政

府の決定を覆すような影響力を持つていない。

柑橘類という限られた農産物で、たった二品目のポストハーベスト農薬でも、あれだけの問題になつたのだから、六〇以上の品目で、ほとんどすべての農産物に規制の網を一举にかぶせることが無理なことは理解できる。しかし、最初から全面降伏した形で、すべて食糧輸出国の言い分を優先する形で規制体系の整備を進めようとする厚生省の方針は、衛生屋のアロとしてあまりにも情けないではないか。

とは言うものの、アメリカに実態解説の調査に行つても、それが果たしてポストハーベスト農薬を封じめることにつながつてはいるのかどうかについては、私にも自信はなかつた。出口は見つかっていないが、ともかく前進するしかない、と調査を続けてきた。その出口が、二度目の調査の最後の段階になつて、突然見つかったのである。

具体的な方法としては、まずアメリカのポストハーベスト農薬の実情をアメリカの消費者に知らせる。すると、アメリカで批判の声が上がり、日米貿易摩擦下で経済を優先しながら現状を認める方向で残留農薬基準を整備する構図が崩れる。そうなれば、日本の食品衛生のルールを適用しやすくなるし、衛生屋のベースで基準値を設定することも可能になる。そこで日米両国の世論がさらに高まれば、ポストハーベスト農薬を封じ込む方向での規制が実現する可能性が出てくる。

その意味では、出口に向かつての新しい課題は、どうやつてアメリカの消費者にポストハーベスト農薬の情報を伝えるかということになるが、早くもアメリカ国内でポストハーベスト農薬に対する反対する声が上がり始めていることを記しておきたい。叫び声を上げて驚いたスザン・クーパーさんがおもなポストハーベスト農薬の使用実態一覧表を作成したのである。最終的には、世界の世論が規制のレベルを決定することになると私は考えている。